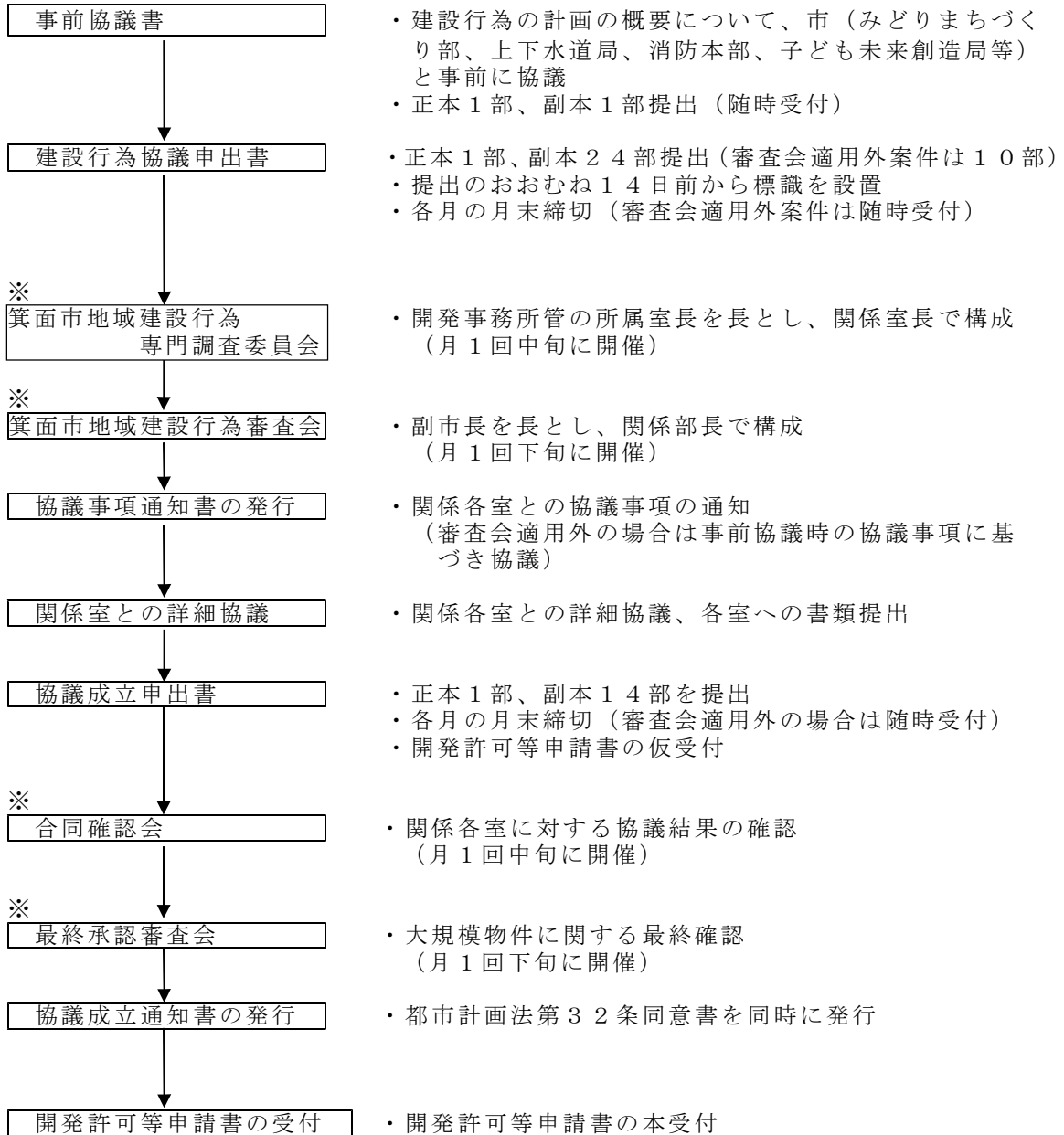


● 条例協議の流れ

～ 条例第 20 条第 1 項に該当する建設行為を行う場合～



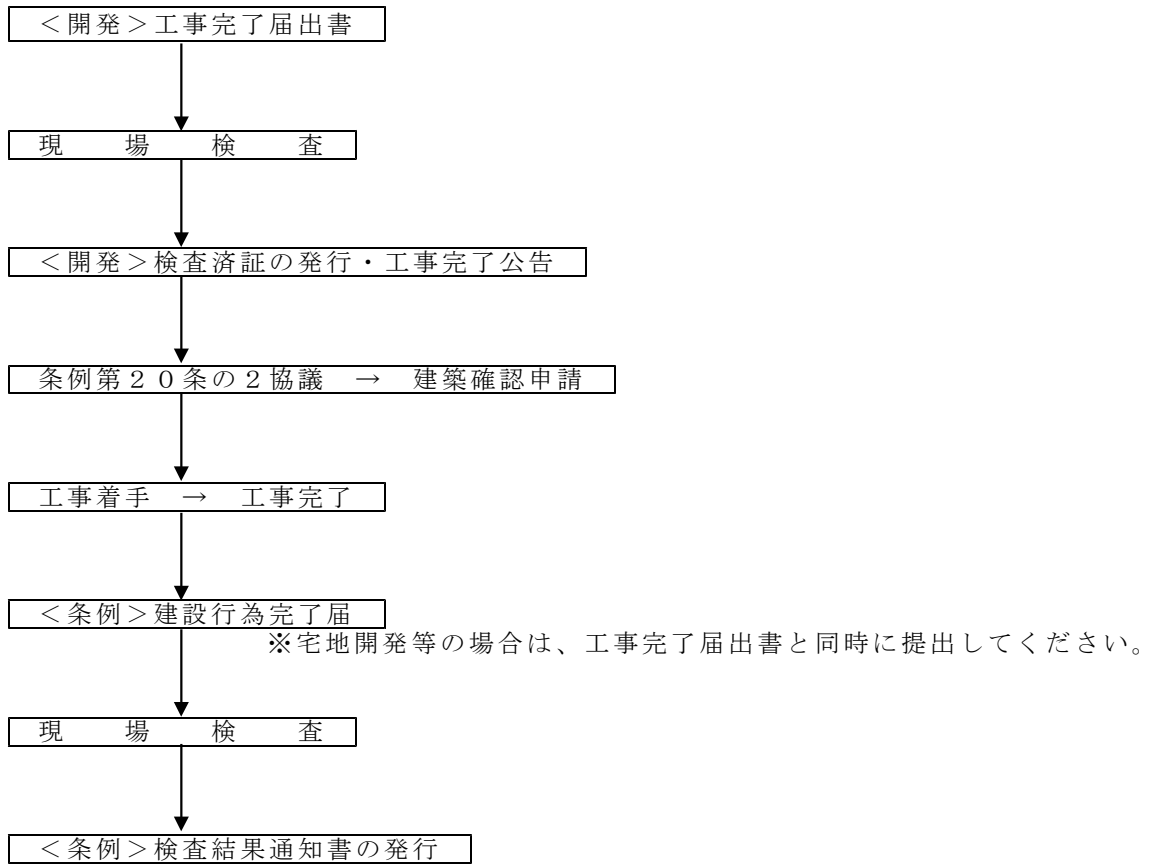
※ 建設行為面積 3,000 m²以上又は延べ面積（容積対象面積）1,200 m²以上の建設行為等については、審査会適用物件となります。

◎ 開発許可手数料（10,000 m²以上については省略しています。）

- | | | |
|--|---|-----------|
| ・ 1,000 m ² 未満 | → | 110,000 円 |
| ・ 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | → | 170,000 円 |
| ・ 3,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満 | → | 250,000 円 |
| ・ 6,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 | → | 330,000 円 |
| ・ 開発許可等不要証明 | → | 5,200 円 |

●完了事務の流れ

～条例第20条第1項に該当する建設行為の完了手続を行う場合～



◎関係部局には、各部局の定める様式で完了届を提出し、それぞれ検査を受けてください。